

(案)

産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について

産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置は次のとおりである。

名 称	位 置	面 積	備 考
産業廃棄物処理施設 (廃プラスチック類の破 砕施設)	大阪府大阪市港区 福崎二丁目 1 番 14	3013.23 m ²	処理能力(t/日) ・廃プラスチック類:48.3

理 由

廃プラスチック類等（廃 OA 機器類）を破碎及び選別する施設であり、資源として再利用し、循環型社会の形成に寄与するため、建築基準法第 51 条のただし書の規定により、産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について許可しようとするものである。

(参 考)

産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の概要は次のとおりである。

名 称		産業廃棄物処理施設			
位 置		大阪府大阪市港区福崎二丁目 1 番 14			
敷 地 面 積		3013.23 m ²			
地 域 地 区		工業専用地域（建ぺい率 10 分の 6、容積率 10 分の 20）、 建築基準法第 22 条区域、臨港地区（工業港区）			
施 設 の 概 要	主 要 用 途	産業廃棄物処理施設 (廃プラスチック類の破砕施設)			
	建 築 物	建 物 用 途	倉庫棟	ゴミ置場	合計
		建 築 面 積 (m ²)	2082.93	9.60	2092.53
		延 べ 面 積 (m ²)	5925.12	9.60	5934.72
		構 造 ・ 階 数	鉄骨造 3 屋建	RC 造平屋建	—
	処 理 能 力 (t / 日)	廃プラスチック類 48.3			
	最 終 処 分 方 法	再利用資源として活用するほか、残滓については焼却処分			
	備 考				

(5 頁 ~ 7 頁 図 面 参 照)